2　法第六十八条の十五の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十五の二第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。次号及び次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人又はその連結子法人で特定建物等（法第六十八条の十五の二第一項に規定する特定建物等（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。ロ及び次項において同じ。）を取得し、又は建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ロにおいて同じ。）

ロ　特定建物等を取得し、又は建設した連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び特定建物等を取得し、又は建設した各連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

3　法第六十八条の十五の二第七項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、連結親法人又はその連結子法人で、当該供用年度において特定建物等を取得し、又は建設したものの当該特定建物等につき法第六十八条の十五の二第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額とする。

第三十九条の四十五の四第四項第一号イ中「をいう。以下この条」を「（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。以下第六項まで」に改め、同条第八項中「建物附属設備が」の下に「同条第一項に規定する」を加える。

第三十九条の四十六第三項中「支給額（当該連結親法人又はその連結子法人の」を「支給額（一に改め、同条第八項第一号中「最も古い連結事業年度等に」を「最も古い連結事業年度等（ロに掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた日を含む事業年度。ロを除き、以下この項において同じ。）に」に改め、同号ロ中「適用年度」を「最も古い連結事業年度等以後の事業年度」に改め、同条第九項中「同条第二項第五号」を「同条第二項第六号」に改め、同条第十一項中「第六十八条の十五の五第二項第六号」を「第六十八条の十五の五第二項第七号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第六十八条の十五の五第二項第六号」を「第六十八条の十五の五第二項第七号」に改め、同条第十四項から第十六項までの規定中「第六十八条の十五の五第二項第七号」を「第六十八条の十五の五第二項第八号」に改める。

第三十九条の四十七第八項第一号イ中「規定する特定生産性向上設備等」の下に「（同条第七項又は第八項の規定の適用に係るものに限る。）」を加える。

第三十九条の四十八第三項中「第六十八条の九第十七項（法第六十八条の九の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十四第十三項」を「第六十八条の十四第十二項」に、「第六十八条の十五の二第六項」を「第六十八条の十五の二第七項、第六十八条の十五の三第十項」に改め、「第六十八条の十五の三第八項、」を削り、「又は第六十八条の十五の六第十六項」を「若しくは第六十八条の十五の六第十六項の規定又は平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第十一項」に、「、次に」を「、次の各号に」に、「応じ次に」を「応じ当該各号に」に改め、同項第一号中「第三号まで」を「第四号まで」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　第三十九条の三十九第二十三項各号に定める金額は、ないものとする。

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　第三十九条の三十九第二十三項各号に定める金額は、当該各号に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた金額から法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を控除して、当該各号の規定を適用して計算するものとする。

第三十九条の四十八第三項第二号中「第六十八条の十五の七第一項第四号」を「第六十八条の十五の七第一項第五号」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の七第一項第五号」を「第六十八条の十五の七第一項第六号」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の七第一項第六号」を「第六十八条の十五の七第一項第七号」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」に、「第三十九条の四十四第五項各号」を「第三十九条の四十四第三項各号」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十四第五項第一号」を「第三十九条の四十四第三項第一号」に改め、同号ロ(2)中「第三十九条の四十四第五項第二号」を「第三十九条の四十四第三項第二号」に改め、同項第六号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」を「第六十八条の十五の七第一項第九号」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中「第六十八条の十五の七第一項第十一号」に改め、同号イ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に改め、同号ロ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に、「同項」を「当該各号」に、「第三十九条の四十五の二第十四項の規定を」を「当該各号の規定を」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の七第一項第十号に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十五の二第三項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　第三十九条の三十九第二十三項各号に定める金額は、当該各号に規定する調整前連結税額超過額から控除された金額から法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除して、当該各号の規定を適用して計算するものとする。

第三十九条の四十八第三項第二号中「第六十八条の十五の七第一項第四号」を「第六十八条の十五の七第一項第五号」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の七第一項第五号」を「第六十八条の十五の七第一項第六号」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の七第一項第六号」を「第六十八条の十五の七第一項第七号」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」に、「第三十九条の四十四第五項各号」を「第三十九条の四十四第三項各号」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十四第五項第一号」を「第三十九条の四十四第三項第一号」に改め、同号ロ(2)中「第三十九条の四十四第五項第二号」を「第三十九条の四十四第三項第二号」に改め、同項第六号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」を「第六十八条の十五の七第一項第九号」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中「第六十八条の十五の七第一項第十一号」に改め、同号イ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に改め、同号ロ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に、「同項」を「当該各号」に、「第三十九条の四十五の二第十四項の規定を」を「当該各号の規定を」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の七第一項第十号に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十五の二第三項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　第三十九条の三十九第二十三項各号に定める金額は、当該各号に規定する調整前連結税額超過額から控除された金額から法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を控除して、当該各号の規定を適用して計算するものとする。

第三十九条の四十八第三項第二号中「第六十八条の十五の七第一項第四号」を「第六十八条の十五の七第一項第五号」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の七第一項第五号」を「第六十八条の十五の七第一項第六号」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の七第一項第六号」を「第六十八条の十五の七第一項第七号」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」に、「第三十九条の四十四第五項各号」を「第三十九条の四十四第三項各号」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十四第五項第一号」を「第三十九条の四十四第三項第一号」に改め、同号ロ(2)中「第三十九条の四十四第五項第二号」を「第三十九条の四十四第三項第二号」に改め、同項第六号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」を「第六十八条の十五の七第一項第九号」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中「第六十八条の十五の七第一項第十一号」に改め、同号イ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に改め、同号ロ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に、「同項」を「当該各号」に、「第三十九条の四十五の二第十四項の規定を」を「当該各号の規定を」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の七第一項第十号に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十五の二第三項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　第三十九条の三十九第二十三項各号に定める金額は、当該各号に規定する調整前連結税額超過額から控除された金額から法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を控除して、当該各号の規定を適用して計算するものとする。

第三十九条の四十八第三項第二号中「第六十八条の十五の七第一項第四号」を「第六十八条の十五の七第一項第五号」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の七第一項第五号」を「第六十八条の十五の七第一項第六号」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の七第一項第六号」を「第六十八条の十五の七第一項第七号」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」に、「第三十九条の四十四第五項各号」を「第三十九条の四十四第三項各号」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十四第五項第一号」を「第三十九条の四十四第三項第一号」に改め、同号ロ(2)中「第三十九条の四十四第五項第二号」を「第三十九条の四十四第三項第二号」に改め、同項第六号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」を「第六十八条の十五の七第一項第九号」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中「第六十八条の十五の七第一項第十一号」に改め、同号イ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に改め、同号ロ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に、「同項」を「当該各号」に、「第三十九条の四十五の二第十四項の規定を」を「当該各号の規定を」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

十二　当該一の規定による税額控除可能額が平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第三項の規定によるものである場合　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の四十四第四項第二号に定める金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第三項の規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　第三十九条の三十九第二十三項各号に定める金額は、当該各号に規定する調整前連結税額超過額から控除された金額から法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を控除して、当該各号の規定を適用して計算するものとする。

第三十九条の四十八第三項第二号中「第六十八条の十五の七第一項第四号」を「第六十八条の十五の七第一項第五号」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の七第一項第五号」を「第六十八条の十五の七第一項第六号」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の七第一項第六号」を「第六十八条の十五の七第一項第七号」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」に、「第三十九条の四十四第五項各号」を「第三十九条の四十四第三項各号」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十四第五項第一号」を「第三十九条の四十四第三項第一号」に改め、同号ロ(2)中「第三十九条の四十四第五項第二号」を「第三十九条の四十四第三項第二号」に改め、同項第六号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」を「第六十八条の十五の七第一項第九号」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中「第六十八条の十五の七第一項第十一号」に改め、同号イ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に改め、同号ロ中「第三十九条の四十五の二第十四項の規定により計算した」を「第三十九条の四十五の三第二十項各号に定める」に、「同項」を「当該各号」に、「第三十九条の四十五の二第十四項の規定を」を「当該各号の規定を」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

十二　当該一の規定による税額控除可能額が平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第三項の規定によるものである場合　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の四十四第四項第二号に定める金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第三項の規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額